

2019年9月28日

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課  
パブリックコメント担当 御中

**「デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」に対する意見**

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
消費者提言特別委員会

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-17-14全国婦人会館2F

電話 03-6434-1125

FAX 03-6434-1161

e-mail nacs-teigen@nacs.or.jp

(該当箇所)

1. 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

(意見内容)

デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引においては、消費者保護の観点から、独占禁止法の優越的地位の濫用規制を適用することに賛成します。

(理由)

公正取引委員会が行なったデジタル・プラットフォームサービス利用者のアンケートによれば、消費者はインターネットでの検索や、SNS、ネットショッピングをはじめ、デジタル・プラットフォームを大変便利に活用していることが伺えます。一方で、消費者は無料のデジタル・プラットフォームのサービスを利用するにあたり、自身の個人情報や利用データをデジタル・プラットフォーマーに提供しているという認識はあるものの、それらの利用管理等について何らかの懸念も感じています。消費者契約法第1条にもあるように、消費者・事業者間には情報力・交渉力の格差が存在し、それらの取引において取引条件が一方的に不利になりやすくなっています。デジタル・プラットフォーマーと個人情報等を提供する消費者との取引に優越の濫用規制を適用することにより、デジタル・プラットフォームサービスにおける消費者保護の環境整備につながるものと考えます。

(該当箇所)

2. 「取引の相手方（取引する相手方）」の考え方

(意見内容)

「取引の相手方(取引する相手方)」の考え方として消費者を事業者に対する取引相手として表明されることを支持します。

(理由)

従来、独占禁止法では取引の相手としてはBtoBを対象として考えられていたと思います。しかしながら、昨今、デジタル・プラットフォームサービスを利用する際、消費者が提供する個人情報は、プラットフォーム事業者の事業活動に利用されており、また消費者も、自身が提供する個人情報や利用データを「経済的な価値を持っている」(デジタル・プラットフォームサービス利用者アンケート)と考えています。以上から、取引の相手として消費者も該当するとして、優越的地位の濫用規制をかけることを妥当と考えます。

(該当箇所)

#### 5. 優越的地位の濫用となる行為類型

- (1) 個人情報等の不当な取得
- (2) 個人情報等の不当な利用

(意見内容)

具体的な想定例を示すことにより、個人情報等の取得や利用について、どのような場合が不当なのか、明確にされたと思われまます。個人情報等の取得や利用については、事前の消費者の同意が最低限必要と思われまますが、実際にはそれすら明確に行われておらず、想定例に示す行為を優越的地位の濫用と捉えることに賛成します。

(理由)

想定例①と同様の例として、デジタル・プラットフォームサービスを利用する際、サービス内容によっては消費者が事前にサイト側から同意を求められず、消費者自らが利用規約やプライバシーポリシーを探さなければ個人情報等の取得や利用について知ることができない場合があります。また、自分の個人情報について指示されるままに入力し、多項目、詳細な利用規約への同意を迫られ、利用者の大半はそれらを確認することなく、サービスを利用しているものと危惧されます。さらには、サービスを利用する場合には、こうした立場を受け入れざるを得ない状況にもあると推察されます。あるプラットフォームの利用規約では、「本サイトを使用することにより、お客様は本利用規約に同意されたものとみなします」とし、個人情報についてもどのような情報が収集され、どのように利用されることの確認がないまま、それに同意したこととされてしまいます。利用するウェブサイトの画面に、利用規約やプライバシーポリシーへの誘導を行うなどの措置が取られない限り、このケースにおいても、優越的地位の濫用として問題になると思われまます。

個人情報等の利用についても「リクナビ」で起こった本人に同意なく情報を販

売していた事件をはじめ、個人情報や検索データが問題となる事件は多々起こっています。個人情報保護法での規制とともに、考え方（案）に示す行為を独占禁止法上の優位的地位の濫用として捉え、プラットフォームサービスの消費者保護の環境整備と取引の透明化を期待したいと思います。

以上